

# 記入例

この記入例は、他書類記入例と連動しています。

営業保証金の取戻しをしようとするには、官報に次に掲げる事項を公告しなければなりません。

- ・当該宅地建物取引業者（宅地建物取引業者であった者）についての商号又は名称、氏名（法人にあっては代表者の氏名）及び事務所の所在地
- ・取戻しをしようとする（当該宅地建物取引業者であった者の）営業保証金の額
- ・営業保証金につき、宅地建物取引業法第27条第1項の権利を有する者は、6箇月を下らない一定期間内に、その債権の額、債権発生の原因たる事実並びに住所及び氏名又は名称を記載した申出書2通を当該宅地建物取引業者（宅地建物取引業者であった者）が免許を受けている（受けていた）国土交通大臣又は都道府県知事に提出すべき旨
- ・上記の申出書の提出がないときは、営業保証金を取り戻される旨

※（ ）は宅地建物取引業であった者の表記

・原稿用紙記入例の①から⑥までは、免許失効日現在で届出をされている内容で掲載。免許失効後に変更が生じたり、変更届の提出を怠ったまま執行したような場合も、官報公告には、免許失効時に届け出されている内容で掲載することとなる。

※免許失効時に届け出されているものと異なった公告をすると、その公告は無効となるため注意。

・事務所の所在地は、丁目・番地などを省略せずに、商業登記されているとおりに正しく公告。

・「官報公告原稿用紙」の入手方法については、依頼される各公告会社へ問い合わせ。

官報取扱公告会社

・宮崎県官報販売所 宮崎県宮崎市吉村長田甲2375-1 電話 0985-24-0386

## 宅地建物取引業営業保証金取りもどし官報公告原稿用紙記入例

定型。その下の原稿（赤文字箇所）を作成。

宅地建物取引業者営業保証金取りもどし公告												
宅地建物取引業法第30条及び宅地建物取引業者営業保証金規則第7条の規定により次のとおり公告												
します。												
下記の者に係る営業保証金につき宅地建物取引業法第27条第1項の権利を有する者は、本公告掲載												
の翌日から6箇月以内にその債権の額、債権発生の原因たる事実並びに住所氏名又は名称を記載した												
申出書2通を下記提出先に提出して下さい。前記の申出書の提出がないときは、下記の者に係る営業												
保証金は同人に返還されます。												
平成29年12月16日												
記												
[掲載順序]												
①	商号又は名称	②	免許証番号	③	(代表者の)氏名	④	事務所の所在地	⑤	営業保証金の額	⑥	申	
出書提出先	⑦	掲載者住所、商号又は名称及び氏名										
<b>免許が執行した場合の記入例</b>												
①	株式会社 ●●ステーション	②	宮崎県知事(3)第9320	③	代表取締役 大淀 赤江	④	宮崎県宮崎市恒					
	久一丁目7番地14	⑤	1000万円	⑥	宮崎県知事	⑦	宮崎県宮崎市大淀〇丁目〇〇番〇号					株式会社
	●●ステーション				代表取締役		大淀 赤江					
<b>従たる事務所を廃止した場合の記入例</b>												
①	株式会社 □□不動産開発	②	宮崎県知事(4)第9005	③	代表取締役 本郷 南	④	宮崎県宮崎市本郷南					
	方〇〇〇番地		従たる事務所		宮崎県宮崎市まなび野〇丁目〇〇番〇号	⑤	500万円	⑥				
	宮崎県知事	⑦	宮崎県宮崎市本郷北方〇〇〇番地		株式会社 □□不動産開発		代表取締役					本郷 南